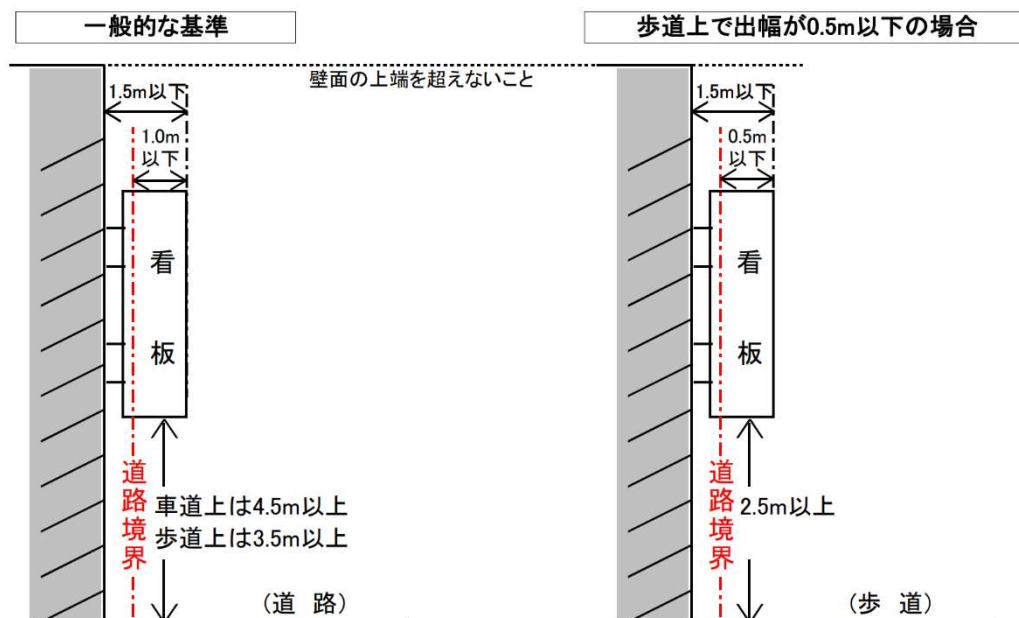


道路占用する物件の「許可基準」

★基準に該当しないと許可はできません。

【突き出し看板の設置基準】 ※ 申請できる看板は、同じ場所に2基までです。

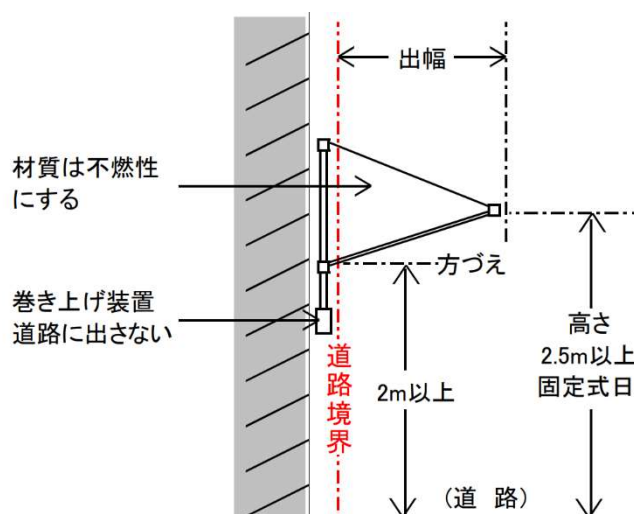
《そで看板の設置基準》



《壁面看板の設置基準》

- ・出幅は 0.3m以下
- ・高さは「車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上」

【日よけ雨よけの設置基準】



《出幅の基準》

- 1.歩道上又は幅員 8 m以上の道路=0.8m以下
- 2.歩道の無い幅員 8m未満の道路=0.5m以下

《その他の基準》

- 1.材質は難燃性の素材を使用すること
- 2.梁より下には布等を吊り下げないこと

《ご注意ください》

- ここでいう「歩道」とは、歩行者用道路と車道が、ガードレールや縁石等の工作物によって、物理的に分離されている部分を指します。白線が引かれているだけの場合は、「車道」として扱います。